第８０回南あわじ市議会定例会議事日程（第２号）

平成３０年１１月２７日（火）午前１０時開議

第１　承 認 第 ３ 号　損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

第２　議案第９５号～議案第１０１号（７件一括上程）

議 案 第 ９ ５ 号　南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 ９ ６ 号　南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 ９ ７ 号　南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 ９ ８ 号　南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議 案 第 ９ ９ 号　南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１００号　南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０１号　南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

第３　議案第１０２号～議案第１０６号（５件一括上程）

議案第１０２号　南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０３号　南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０４号　南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０５号　南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

議案第１０６号　南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

第４　議案第８３号、議案第８８号～議案第９２号（６件一括上程）

議 案 第 ８ ３ 号　平成３０年度南あわじ市一般会計補正予算（第５号）

議 案 第 ８ ８ 号　平成３０年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ８ ９ 号　平成３０年度南あわじ市広田財産区特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ９ ０ 号　平成３０年度南あわじ市福良財産区特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ９ １ 号　平成３０年度南あわじ市北阿万財産区特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ９ ２ 号　平成３０年度南あわじ市沼島財産区特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第８４号～議案第８７号、議案第９３号、議案第９４号（６件一括上程）

議 案 第 ８ ４ 号　平成３０年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議 案 第 ８ ５ 号　平成３０年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ８ ６ 号　　平成３０年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ８ ７ 号　　平成３０年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第１号）

議 案 第 ９ ３ 号　　平成３０年度南あわじ市下水道事業会計補正予算（第１号）

議 案 第 ９ ４ 号　　平成３０年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第２号）

第６　　議案第１０７号～議案第１１１号（５件一括上程）

議案第１０７号　　公の施設の指定管理者の指定について（淡路ファームパークイングランドの丘）

議案第１０８号　　公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）

議案第１０９号　　平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価の改正について

議案第１１０号　　平成３０年度農業共済事業に係る農作物共済無事戻金の支払いについて

議案第１１１号　　字の区域の変更について（松帆慶野、津井地区）

第７　　同 意 第 ６ 号　　南あわじ市・洲本市小中学校組合議会議員の選任につき同意を求めることについて

第８　　請 願 第 ３ 号　　旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める請願書

第８０回　南あわじ市議会定例会
請　願　文　書　表

受理番号	第3号
受理年月日	平成３０年１１月１２日
件名	旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める請願書
請願の要旨	別紙写しのとおり
請願者の住所及び氏名	兵庫視覚障がい者の生活と権利を守る会淡路支部 代表　吉田　善平　ほか１団体
紹介議員	蛭子智彦
付託委員会	産業厚生常任委員会

旧優性保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を求める請願書

平成３０年１１月　８日

南あわじ市議会議長　様
広田孝次

兵庫県
南あわじ市議会
30.11.12
第　3　号
受付

請願者
住　所
氏　名　兵庫視覚障がい者の生活と権利を守る会淡路支部
代表　吉田善平

住　所
氏　名　淡路聴力障害者協会
会長　斉藤

紹介議員
氏　名　蛭子智彦

請願の趣旨

昭和２３年に制定された優生保護法は、「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、精神疾患や遺伝性疾患などを理由に、本人の同意を得ずに優生手術を行うこと（強制不妊手術）を認めてきた。日本弁護士連合会の調査では、障がい等を理由に行なわれた優性手術の件数は、全国で２５，０００件とされ、そのうち１６，５００件は、本人の同意を得ずに行なわれていたとされている。

平成８年に優生保護法は、優性思想に基づく部分が障がい者に対する差別となっているとして母体保護法に改められたものの、政府は実施当時適法に行われた強制不妊手術であれば補償の対象にならないとの立場に基づき、強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行ってこなかった。自由権規約委員会などの国際機関からは、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置を講じるよう勧告されているが、これらの措置は実現するに至っていない。強制不妊手術が行われていたドイツやスウェーデンにおいては、強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪や補償等の措置が講じられており、我が国においても、これらの取り組みに留意する必要がある。強制不妊手術は、子どもを産み育てるかどうかを決定する機会を奪うという意味において、憲法第１３条によって保障された幸福追求の権利に関わる重大な問題であり、それを受けた当事者の身体的及び精神的な苦痛は耐えがたいものであったと言わなければならない。強制不妊手術を受けた当事者の高齢化が進む状況に鑑みれば、一刻も早く強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等を行っていくことが必要である。

よって、早期に下記の事項について措置を講じることを強く要望する意見書を国及び関係機関並びに衆参両院に提出していただくことを強く求める。

請願項目

1　強制不妊手術の実態調査を行うこと。

2　強制不妊手術を受けた当事者に対する謝罪を行うとともに、補償等を行うための立法措置等の必要な措置を講じること。